

議案第103号

松阪市総合運動公園運動施設条例の一部改正について

松阪市総合運動公園運動施設条例（平成24年松阪市条例第23号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月2日 提出

松阪市長職務代理者

松阪市副市長 小林 益久

松阪市総合運動公園運動施設条例の一部を改正する条例

松阪市総合運動公園運動施設条例（平成24年松阪市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
総合運動公園芝生広場	松阪市山下町111番地
総合運動公園多目的グラウンド	
総合運動公園管理事務所	
総合運動公園多目的広場第1	
総合運動公園多目的広場第2	

第2条の2第1項中「芝生広場」を「芝生広場又は多目的広場第2」に改める。

第3条第4項中「芝生広場」を「芝生広場又は多目的広場第2」に改める。

第4条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第1中

時間区分	専用使用料	
	芝生広場A	芝生広場B
午前8時30分から午後0時30分まで	540円	540円
午後1時から午後5時まで	540円	540円
午前8時30分から午後5時まで	1,080円	1,080円

」を

「

時間区分	専用使用料	
	全面	半面 (A又はB)
午前8時30分から午後0時30分まで	1,080円	540円

午後 1 時から午後 5 時まで	1,080 円	540 円
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	2,160 円	1,080 円

」に改め、

備考 2 中「130 円」を「全面貸しの場合は 260 円、半面貸しの場合は 130 円」に改める。

別表第 3 の次に次の表を加える。

別表第 4（第 4 条関係）

（総合運動公園多目的広場使用料）

時間区分	使用料		専用使用料
	多目的広場第 1		多目的広場第 2
	全面貸し	半面貸し (A・B 又は C・D)	
午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで	1,080 円	540 円	540 円
午後 1 時から午後 5 時まで	1,080 円	540 円	540 円
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	2,160 円	1,080 円	1,080 円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 上記の時間区分以外の時間で使用をするときの使用料は、1 時間（1 時間に満たないときは 1 時間とみなす。）につき、多目的広場第 1 全面貸しの場合は 260 円、多目的広場第 1 半面貸しの場合及び多目的広場第 2 は 130 円とする。
- 3 多目的広場第 1 半面貸しの場合における使用区分は、A 若しくは B（全面を縦に分割。少年サッカー等に使用可能）又は C 若しくは D（全面を斜めに分割。ソフトボール等に使用可能）とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。